

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国外商投資法

（2019年3月15日第13期全国人民代表大会第2回会議により採択）

目次

- 第一章 総則
- 第二章 投資の促進
- 第三章 投資の保護
- 第四章 投資の管理
- 第五章 法的責任
- 第六章 附則

第一章 総則

第1条 対外開放を更に拡大し、外商投資を積極的に促進し、外商投資の適法な権益を保護し、外商投資管理を規範化し、全面的な開放の新たな枠組みの形成を推進し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内（以下「中国国内」という）における外商投資について、本法を適用する。

2 本法にいう「外商投資」とは、外国の自然人、企業又はその他の組織（以下「外国投資家」という）が直接又は間接的に中国国内において行う投資活動を指し、以下の状況を含む。

- (1) 外国投資家が単独又はその他の投資家と共同で中国国内において外商投資企業を設立する場合。
- (2) 外国投資家が中国国内企業の株式、出資持分権、財産持分又はその他の類似する権益を取得する場合。
- (3) 外国投資家が単独又はその他の投資家と共同で中国国内において新設プロジェクトに投資する場合。
- (4) 法律、行政法規又は国務院の規定するその他の方式による投資。

3 本法にいう「外商投資企業」とは、全部又は一部が外国投資家により投資され、中国の法律に従って中国国内において登記登録を経て設立された企業を指す。

第3条 国は、対外開放の基本的国策を堅持し、外国投資家が法により中国国内において投資を行うことを奨励する。

2 国は、ハイレベルな投資の自由化・利便化政策を実行し、外商投資促進メカニズムを構築及び整備し、安定的、透明、予測可能かつ公平な競争の市場環境を作り出す。

第4条 国は、外商投資について投資設立前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実行する。

2 前項にいう「投資設立前の内国民待遇」とは、投資参入段階において、外国投資家及びその投資に対し、自国の投資家及びその投資を下回らない待遇を与えることを指し、「ネガティブリスト」とは、国が特定分野において外商投資に対し実施することを規定する参入特別管理措置を指す。国は、ネガティブリスト外の外商投資に対し、内国民待遇を与える。

3 ネガティブリストは、国務院が公布し、又は公布を認可する。

4 中華人民共和国が締結又は加盟する国際条約・協定に、外国投資家の参入待遇について、より優遇的な規定がある場合には、関連規定に従い実施することができる。

第5条 国は、法により外国投資家の中国国内における投資、収益及びその他の適法な權益を保護する。

第6条 中国国内において投資活動を行う外国投資家、外商投資企業は、中国の法律法規を遵守しなければならない。中国の国家の安全に危害を及ぼしたり、社会公共の利益を害したりしてはならない。

第7条 国務院商務主管部門、投資主管部門は、職責分掌に従い、外商投資の促進、保護及び管理の業務を実施する。国務院のその他の関係部門は、各自の職責の範囲内において、外商投資の促進、保護及び管理の関連業務を担当する。

2 県級以上の地方人民政府の関係部門は、法律法規及び当該級の人民政府が確定する職責分掌に従い、外商投資の促進、保護及び管理の業務を実施する。

第8条 外商投資企業の従業員は、法により労働組合組織を作り、労働組合活動を実施し、従業員の適法な權益を維持・保護する。外商投資企業は、当該企業の労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。

第二章 投資の促進

第9条 外商投資企業は、国が企業の発展を支援する各政策が法により平等に適用される。

第10条 外商投資に関連する法律、法規、規則を制定する場合には、適切な方式を採用して外商投資企業の意見及び提案を求めなければならない。

2 外商投資に関連する規範性文書、裁判文書等は、法により遅滞なく公布しなければならない。

第11条 国は、外商投資サービス体系を構築して健全化し、外国投資家及び外商投資企業のために法律法規、政策措置、投資プロジェクト情報等の方面に関するコンサルティング及びサービスを提供する。

第 12 条 国は、他の国及び地域、国際組織と多国間・二国間の投資促進協力体制を構築し、投資分野における国際交流と協力を強化する。

第 13 条 国は、必要性に基づき、特殊経済区域を設立し、又は一部の地域において外商投資の試験的政策措置を実行し、外商投資の促進、対外開放の拡大を行う。

第 14 条 国は、国民経済及び社会発展の必要性に基づき、特定の業界、分野、地域における外国投資家の投資を奨励及び誘導する。外国投資家、外商投資企業は、法律、行政法規又は国务院の規定により、優遇待遇を享受することができる。

第 15 条 国は、外商投資企業が標準制定業務に法により平等に参加することを保障し、標準の制定に係る情報公開及び社会による監督を強化する。

2 国が制定する強制的標準は、外商投資企業に対し平等に適用する。

第 16 条 国は、外商投資企業が政府調達活動に法により公平な競争を通じて参加することを保障する。政府調達においては、外商投資企業が中国国内において生産する製品及び提供するサービスに対し、法により平等に扱う。

第 17 条 外商投資企業は、法により、株券、社債等の証券の公开发行及びその他の方式を通じて資金調達を行うことができる。

第 18 条 県級以上の地方人民政府は、法律、行政法規及び地方性法規の規定に基づき、法定の権限内において、外商投資の促進及び利便化政策措置を制定することができる。

第 19 条 各級の人民政府及びその関係部門は、利便化、高効率、透明性の原則に従い、事務手続を簡素化し、事務効率を引き上げ、政務サービスを最適化し、外商投資サービスの水準を更に向上させなければならない。

2 関係主管部門は、外商投資ガイドラインを作成及び公布し、外国投資家及び外商投資企業のためにサービス及び便宜を提供しなければならない。

第三章 投資の保護

第 20 条 国は、外国投資家による投資に対し収用を行わない。

2 特殊な状況の下において、国は、公共の利益の必要性のために、法律の規定により、外国投資家による投資に対して収用又は徴用を行うことができる。収用及び徴用は、法定の手続に従って実施し、かつ、公平で合理的な補償を遅滞なく与えなければならない。

第 21 条 外国投資家の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用許諾料、法により獲得した補償又は賠償、清算所得等については、法により人民元又は外貨にて自由に国外から送金を受け取り、及び国外へ送金することができる。

第 22 条 国は、外国投資家及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者及び関連する権利者の適法な権益を保護し、知的財産権侵害行為については、厳格に法により法的責任を追及する。

2 国は、外商投資の過程において自由意思原則及び商業ルールに基づき技術協力を展開することを奨励する。技術協力の条件については、投資の各当事者が公平の原則に則り平等に協議して確定する。行政機関及びその職員は、行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない。

第 23 条 行政機関及びその職員は、職責履行の過程で知り得た外国投資家、外商投資企業の商業秘密について、法により保持をしなければならず、漏洩又は他人への不法な提供をしてはならない。

第 24 条 各級の人民政府及びその関係部門が外商投資に関する規範性文書を制定する場合には、法律法規の規定に適合しなければならない。法律、行政法規の根拠がない場合には、外商投資企業の適法な権益を減損し、又はその義務を増加させてはならず、市場参入及び退出に係る条件を設置してはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない。

第 25 条 地方の各級の人民政府及びその関係部門は、外国投資家、外商投資企業に対して法により行った政策に係る約束及び法により締結した各種の契約を履行しなければならない。

2 国の利益、社会公共の利益のために、政策に係る約束、契約の約定を変更する必要がある場合には、法定の権限及び手続に従って実施し、かつ、法により外国投資家、外商投資企業がこれにより受ける損失について補償しなければならない。

第 26 条 国は、外商投資企業の通報業務メカニズムを構築し、外商投資企業又はその投資家から報告された問題を遅滞なく処理し、関連する政策措置の調整を図って整備する。

2 外商投資企業又はその投資家は、行政機関及びその職員の行政行為が自身の適法な権益を侵害したと認識した場合には、外商投資企業の通報業務メカニズムを通じ、調整・解決を申請することができる。

3 外商投資企業又はその投資家は、行政機関及びその職員の行政行為が自身の適法な権益を侵害したと認識した場合には、前項の規定により外商投資企業の通報業務メカニズムを通じて調整・解決を申請する以外に、法により行政再審議を申し立て、行政訴訟を提起することもできる。

第 27 条 外商投資企業は、商会、協会を法により設立し、及び自ら参加することができる。商会、協会は、法律法規及び定款の規定に従って関連する活動を行い、会員の適法な権益を維持・保護する。

第四章 投資の管理

第 28 条 外商投資参入ネガティブリストの定める投資禁止分野について、外国投資家は投資してはならない。

- 2 外商投資参入ネガティブリストの定める投資制限分野について、外国投資家が投資を行う場合には、ネガティブリストの定める条件に適合しなければならない。
- 3 外商投資参入ネガティブリスト以外の分野については、内資・外資の一致の原則に従って管理を行う。

第 29 条 外商投資にあたり投資プロジェクトの審査確認、届出手続をする必要がある場合には、国の関連規定に従って実施する。

第 30 条 外国投資家は、法により許可を取得する必要がある業界、分野において投資を行う場合には、法により関連する許可手続を行わなければならない。

- 2 関係主管部門は、内資と一致する条件及び手続に従って、外国投資家の許可申請を審査しなければならない。但し、法律、行政法規に別段の規定がある場合を除く。

第 31 条 外商投資企業の組織形態、組織機構及びその活動準則には、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国組合企業法』等の法律の規定を適用する。

第 32 条 外商投資企業は、生産経営活動を実施する場合には、労働保護、社会保険に関する法律、行政法規の規定を遵守し、法律、行政法規及び国の関係規定により税務、会計、外貨等の事項の手続をし、かつ、関連する主管部門が法により実施する監督検査を受けなければならない。

第 33 条 外国投資家は、中国国内企業を合併買収し、又はその他の方式にて経営者集中に参画する場合には、『中華人民共和国独占禁止法』の規定により経営者集中審査を受けなければならない。

第 34 条 国は、外商投資情報報告制度を構築する。外国投資家又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を提出しなければならない。

- 2 外商投資情報報告の内容及び範囲は、確実な必要性の原則に従って確定する。部門の情報共有を通じて取得することができる投資情報については、更に提出を要求してはならない。

第 35 条 国は、外商投資安全審査制度を構築し、国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼす虞のある外商投資に対し安全審査を実施する。

- 2 法により行われた安全審査の決定は、最終決定とする。

第五章 法的責任

第 36 条 外国投資家が、外商投資参入ネガティブリストの定める投資禁止分野に投資を行った場合には、投資活動を停止し、期限を定めて株式、資産を処分し、又はその他の必要な措置をとり、投資が行われる前の状態に回復するよう関係主管部門が命ずる。違法所得がある場合には、違法所得を没収する。

2 外国投資家の投資活動が外商投資参入ネガティブリストの定める制限性参入特別管理措置に違反した場合には、期限を定めて是正し、参入特別管理措置の要求を満たすべく必要な措置をとるよう関係主管部門が命ずる。期限を徒過して是正されない場合には、前項の規定に従い処理する。

3 外国投資家の投資活動が外商投資参入ネガティブリストの規定に違反する場合には、前 2 項の規定により処理する以外に、法により相応の法的責任も負わなければならない。

第 37 条 外国投資家、外商投資企業が本法の規定に違反し、外商投資情報報告制度の要求どおりに投資情報を提出しない場合には、商務主管部門が期限を定めた是正を命じ、期限を徒過して是正されない場合には、10 万元以上 50 万元以下の過料を科す。

第 38 条 外国投資家、外商投資企業の法律、法規に違反する行為に対しては、関係部門が法により調査・処分を行い、かつ、国の関連規定に従って信用情報システムに記録する。

第 39 条 行政機関の職員が、外商投資の促進、保護及び管理の業務において職権を濫用し、職務を怠慢し、私利を図った場合、又は職責履行の過程で知り得た商業秘密を漏洩し、不法に他人へ提供した場合には、法により処分する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第六章 附則

第 40 条 いかなる国又は地域が投資分野で中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限又はその他の類似する措置をとる場合においても、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国又は当該地域に対して相応の措置をとることができる。

第 41 条 外国投資家の中国国内における銀行業、証券業、保険業等の金融業界への投資又は証券市場、外貨市場等の金融市場において行われる投資に対する管理について、国に別段の規定がある場合には、当該規定に従う。

第 42 条 本法は 2020 年 1 月 1 日より施行する。『中華人民共和国中外合資経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』は同時に廃止する。

2 本法の施行前において、『中華人民共和国中外合資経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』に基づき設立された外商投資企業は、本法の施行後 5 年以内において、企業の元の組織形態等を維持することができる。具体的な実施弁法については、国務院が定める。

（法令原文名称：中華人民共和国外商投資法）